

平成 21 年 9 月 9 日
青森河川国道事務所

河川堤防の刈草・伐採木を利用しませんか？

～河川敷地で発生する刈草・伐採木を無料で提供いたします～

青森河川国道事務所では、管理する岩木川の堤防除草により発生する刈草と河道内樹木伐採により発生した伐採木とを、無料で提供いたします。

河川の維持管理作業に伴い発生していた、これら刈草・伐採木も、活用可能な貴重な資源であると捉え、より多くの方々に活用していただくべく、試験的に提供を実施するものです。

この取り組みにより、これまで処分に要していた費用を縮減することができます。

河川内の樹木は、豊かで多様な生態系を維持し、潤いのある河川空間を創出する貴重な自然である一方、成長しすぎたものは洪水時には支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり流れを妨げることで、ますます水位を上昇させるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になることから、伐採を行っています。堤防除草も同様に、堤防の状態監視や異常の早期発見をしやすくするために実施しています。

提供の方法等については、お近くの下記出張所までお問い合わせください。

※発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
青森市中央三丁目20-38 (TEL017-734-4590)
河川管理課長 小形 昭 (内線331)

～ 提供に関しては ～

五所川原出張所 (TEL0173-34-2378)
藤崎出張所 (TEL0172-75-3314)

【提供の方法】

- ◆別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。担当出張所より、提供場所を指定いたしますので、各自で積込・運搬を行ってください。

◎五所川原出張所（担当区間：河口から鶴田町まで）

〒037-0074 五所川原市字岩木町10

TEL 0173-34-2738

◎藤崎出張所（担当区間：鶴田町から弘前市の上岩木橋まで）

〒038-3802 南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井36-1

TEL 0172-75-3314

- ◆提供する期間は、基本的に次のとおりとします。

◎伐採木：平成21年9月上旬～平成21年10月下旬

◎刈草：平成21年9月上旬～平成21年10月下旬

※この期間内のいずれかの時期に提供させていただきますが、時期により場所が異なってきます。
無くなり次第終了とさせていただきます。

【刈草について】

- ◆刈草は、堤防の法尻に集草した状態で置いてあります。
- ◆刈草には、シバ、イタドリ、ヨシ、セイタカアワダチソウ等が混在しています。
- ◆作業時にはゴミ等が極力混入しないように注意していますが完全ではありませんので、使用にあたっては十分注意願います。

【提供にあたっての注意点】

- ◆お持ち帰りに際しては、堤防法面への車両乗り入れはご遠慮願います。なお、積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を負いませんことを、ご承知おき願います。
- ◆地域の皆さんに広く活用していただくことを目的としておりますので、お一人での独占はご遠慮下さい。
- ◆営利目的での転売、不法投棄や無断持ち帰りは厳禁です。
- ◆時期や場所によっては、希望する量が確保できない場合がございますので、予めご承知おき願います。

刈草等提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	(代理人名 :) ※当日代理の方が引き取りに来る場合は代理人名も記入願います。
連絡先	
利用目的	薪・家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()
希望量	
積込・運搬方法	

引き取った伐採木及び刈草は、違法行為（不法投棄、転売等）のないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局
青森河川国道事務所 出張所長

氏名： _____ ㊞

個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。